

令和4年6月27日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 朝長 亮一郎

室長 補佐 大津 洋子

(代表電話) 048(600)6210

報道関係者各位

7月～11月は埼玉県「働き方改革推進期間」です ～今年度も積極的な取組をお願いします～

埼玉県公労使会議（ ）では、7月から11月を「働き方改革推進期間」と定め、「県内一斉ノー残業デー」、「年次有給休暇の取得促進」及び「取引先へのしわ寄せ防止等による長時間労働の是正の呼び掛け」を実施することにより、働き方改革を推進します。

県内の事業主、労働者の皆様も、この期間を機会に、時間外労働の削減や、積極的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

「県内一斉ノー残業デー」

期間中、毎月第1・第3水曜日をノー残業デーとして、定時退社・退庁に取り組みましょう。

「年次有給休暇の取得促進」

働き方改革推進期間内に5日以上の子年次有給休暇取得を目指して、毎月1日以上あるいは連続5日以上の子取得に取り組みましょう。

「取引先へのしわ寄せ防止等による長時間労働是正の呼び掛け」

取引先との関係が長時間労働の原因になっています。
他社に発注する際は、「短納期発注や急な仕様変更など」による『しわ寄せ』を生じさせないよう配慮しましょう。

埼玉県公労使会議

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するために設置している会議です。

令和4年2月に採択した「働き方改革の推進に関する共同宣言」に基づき、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した雇用の安定及び働き方改革の推進に取り組みます。

構成機関・団体

埼玉労働局、埼玉県、連合埼玉、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)埼玉県商工会議所連合会、埼玉商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、埼玉中小企業家同友会

令和4年 働き方改革推進期間（7月～11月）

7月6日・20日 8月3日・17日 9月7日・21日
10月5日・19日 11月2日・16日 【毎月第1・第3水曜日】

県内一斉 ノー残業デー

定時退社・退庁に取り組みましょう！

年次有給休暇の 取得促進

働き方改革推進期間内に5日以上
の年次有給休暇取得を目指しましょう！

長時間労働の是正に取り組みましょう

取引先との関係が長時間労働の原因になっています。
他社に発注する際は、「短納期発注や急な仕様変更など」
による『しわ寄せ』を生じさせないよう配慮しましょう！

主催 埼玉県公労使会議

埼玉労働局 埼玉県 連合埼玉（一社）埼玉県経営者協会（一社）埼玉県商工会議所連合会
埼玉県商工会連合会 埼玉県中小企業団体中央会 埼玉中小企業家同友会

埼玉県公労使会議は、行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する
認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するために設置している会議です。

会議事務局 埼玉労働局雇用環境・均等室
TEL:048-600-6210

令和4年度 埼玉県公労使会議では、

「働き方改革の推進に関する共同宣言」（令和4年2月採択）に基づき、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した雇用の安定及び働き方改革の推進に取り組みます

詳しくは

埼玉労働局 働き方改革

検索



働き方改革についてはこちらもチェック！

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の取組事例の紹介や自社の診断ができる総合サイトはこちらから

厚生労働省 休み方

検索



職場におけるハラスメント防止対策

特集ページはこちらから

埼玉労働局 ハラスメント

検索



埼玉県公式ホームページ (埼玉版働き方改革ポータルサイト)

パパの育休取得ガイドや男性育休取得マニュアルなど、男性の育児休業取得に役立つ情報ははこちらから

埼玉県 男性育休

検索



働き方改革推進支援助成金

各種助成金の情報ははこちらから

厚生労働省 働き方助成金

検索



業務改善助成金

生産性向上の取組支援はこちらから

業務改善助成金

検索



同一労働同一賃金

特集ページはこちらから

厚生労働省 同一労働同一賃金

検索



埼玉県テレワークポータルサイト

支援策、モデル事例などテレワーク導入に役立つ情報ははこちらから

埼玉県 テレワーク

検索



テレワークの適切な導入及び実施

埼玉労働局の特集ページはこちらから

埼玉労働局 テレワーク

検索



働き方改革を進めて、もっと魅力的な埼玉県へ

埼玉県公労使会議



埼玉県マスコット
「さいたまっち」「コバトン」

令和4年度 埼玉県公労使会議取組

コロナ禍における雇用の安定と働き方改革の推進

雇用の安定を図るための取組

1 雇用の維持への支援

- (1) 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援
- (2) 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

2 就労促進に向けた支援

- (1) 各種就職面接会の開催に係る協力・連携
- (2) 求職者支援制度を活用した職業訓練や県立高等技術専門校における職業能力開発講座の開催

働き方改革の推進に係る取組

1 働きやすい職場づくりの推進

- (1) 長時間労働是正等の実現に向けて生産性向上に向けた取組への支援
- (2) 職場のメンタルヘルス対策の推進（対策強化月間（11月）の実施）
- (3) 職場のハラスメント対策の推進（対策強化月間（12月）の実施）

2 誰もが納得して働き続けられる環境の整備

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、女性活躍の推進、男性の育児休業取得の促進などの環境整備への支援

3 多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備

- (1) テレワークの定着促進をはじめとした柔軟な働き方の推進
- (2) くるみん、えるぼし、多様な働き方実践企業等認定制度の推進（企業への取得促進、求職者への周知強化）

4 働き方改革推進期間の実施（7月～11月）

- (1) 県内一斉ノー残業デー（月2回実施：毎月第1・第3水曜日）
- (2) 年次有給休暇の取得促進（期間中5日以上取得）
- (3) 取引先へのしわ寄せ防止にかかる取組（短納期・受発注計画の急変更などの是正呼びかけ）

埼玉働き方改革の推進に関する共同宣言（全文）

埼玉県公労使会議 令和4年2月14日（月曜日）署名

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による労働力の不足という構造的な課題に直面しており、埼玉県においても、生産年齢人口が2000年の501万人をピークに減少に転じ、2040年にはピーク時の約7割に当たる370万人になることが見込まれている。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、人手不足感は一時的に緩和したものの、引き続き人材の採用は容易ではなく、有能な人材の確保と育成が多くの企業等の持続的発展に向けての喫緊の課題となっている。

このような環境の中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、成長分野等への労働移動など就業機会の拡大や意欲・能力を十分に発揮できる環境を作る取組が求められている。また、育児や介護との両立やワーク・ライフバランスの重視など、多様化する働く方のニーズへの対応も必須である。

2019年4月から順次施行されている「働き方改革関連法」は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、及び、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための措置等を規定している。

これを踏まえ、県内企業等においても、「働き方改革」をより一層推進することにより、働く方の個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に参画し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることが求められている。

加えて、コロナ禍で広がったテレワークや在宅勤務など、働く時間や場所に捉われない柔軟な働き方をさらに普及させることで、多様な人材の活躍につなげることが必要である。そして、大きくかつ広範囲に影響を受けた経済環境や雇用情勢を復旧好転させ、社会経済の活動レベルを引き上げていくためには、新しい生活様式を定着させ、感染防止と経済再生の両立を図っていかなければならない。

そこで、日本労働組合総連合会埼玉県連合会、一般社団法人埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、一般社団法人埼玉県経営者協会、埼玉中小企業家同友会、埼玉県、埼玉労働局の8者は、働き方改革の推進及びウィズ・ポストコロナ時代に対応した以下の事項について連携して進めていくことを宣言する。

記

- 1．労働者の多様な事情に応じて雇用の安定を図るため、各種支援策等が十分に活用されるよう積極的に周知を行います。
- 2．生産性向上の取組に対する支援を行うとともに、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。
- 3．雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等、誰もが納得して働き続けられる環境整備に取り組みます。
- 4．「新しい生活様式」に対応したテレワークや在宅勤務等の働き方や労働者個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備に取り組みます。
- 5．埼玉県内の働き方改革について、取組状況や各種支援策等について情報共有し、取組を推進します。